

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年8月1日

担 当	東京労働局労働基準部 監督課（監督指導結果について） 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電 話：03（3512）1612
	健康課（熱中症予防対策について） 健康課長 木村 恭巳 主任労働衛生専門官 鈴木 基泰 電 話：03（3512）1616

建設現場に対する集中指導の実施結果について

東京労働局（局長 増田嗣郎）は、全国安全週間の取組の一環として、令和7年6月2日から6月30日にかけて、東京都内で施工する建設工事696現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しました。また、指導に当たっては、建設現場における熱中症予防対策の取組状況についても確認しましたので、併せて公表します。

東京労働局では、建設事業主に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策の徹底等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

【取組結果】

1 指導結果

(1) 指導現場数	696現場
(2) 違反があった現場数	428現場 (61.5%)
主な労働安全衛生法違反事項 <違反があった現場数に占める割合>	
元請事業者の安全衛生管理	305現場 <71.3%>
墜落・転落防止措置	255現場 <59.6%>
熱中症予防対策()	11現場 <2.6%>

2 熱中症予防対策の取組状況

(1) 実施している現場数	693現場 (99.6%)
(2) 各種対策を実施している現場数（複数選択式）	
「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」	623現場 (89.8%)
「暑さ指数の把握と活用」	530現場 (76.4%)
「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」	513現場 (73.9%)
(3) 熱中症予防対策について指導した現場数	83現場 (11.9%)

() 令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則の内容を含む。

別添資料

- 1 集中指導における主要違反事項の違反状況等
- 2 Cool Work TOKYO (7月号)
- 3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

(1) 違反数及び違反率

違反率は61.5%であり、違反があった428現場の17.8%に相当する76現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	576	18	29	73	696
法令違反現場数	384	7	9	28	428
違反率	66.7%	38.9%	31.0%	38.4%	61.5%
作業停止等命令現場数	72	1	1	2	76
法令違反現場数に対する割合	18.8%	14.3%	11.1%	7.1%	17.8%

(2) 違反事項別の違反率（違反現場数（428現場）に対する違反事項別現場数の割合）

「元請事業者の安全衛生管理」の違反率が71.3%（305現場）、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が59.6%（255現場）、「熱中症」の違反率が2.6%（11現場）であった。

違反事項	違反現場数	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置 下請事業者に対する指導関係	305 現場 (71.3%)	<ul style="list-style-type: none"> 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条） 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第31条）
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	255 現場 (59.6%) うち、 ・手すり・さん等が なかった現場... 140 現場 ・本足場の設置関係... 4 現場	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） 足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第563条、第655条） 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第519条、第653条） 本足場の未使用（安衛側第561条の2） 幅1メートル以上の箇所における本足場の未設置（一側足場の設置を含む）（安衛則第561条の2）
【熱中症】 熱中症予防対策関係	11 現場 (2.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 報告体制の整備、実施手順の策定及び関係作業員への周知（又はどちらか一方）の未実施（安衛則第612条の2） 塩及び飲料水（又はどちらか一方）の未整備（安衛則第617条）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	69 現場 (16.1%)	<ul style="list-style-type: none"> 組立図の未作成（安衛則第240条） 支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第242条） 組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第245条）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	18 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第155条） 運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第158条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	15 現場 (3.5%)	<ul style="list-style-type: none"> 研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第27条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	9 現場 (2.1%)	<ul style="list-style-type: none"> 移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第66条の2）

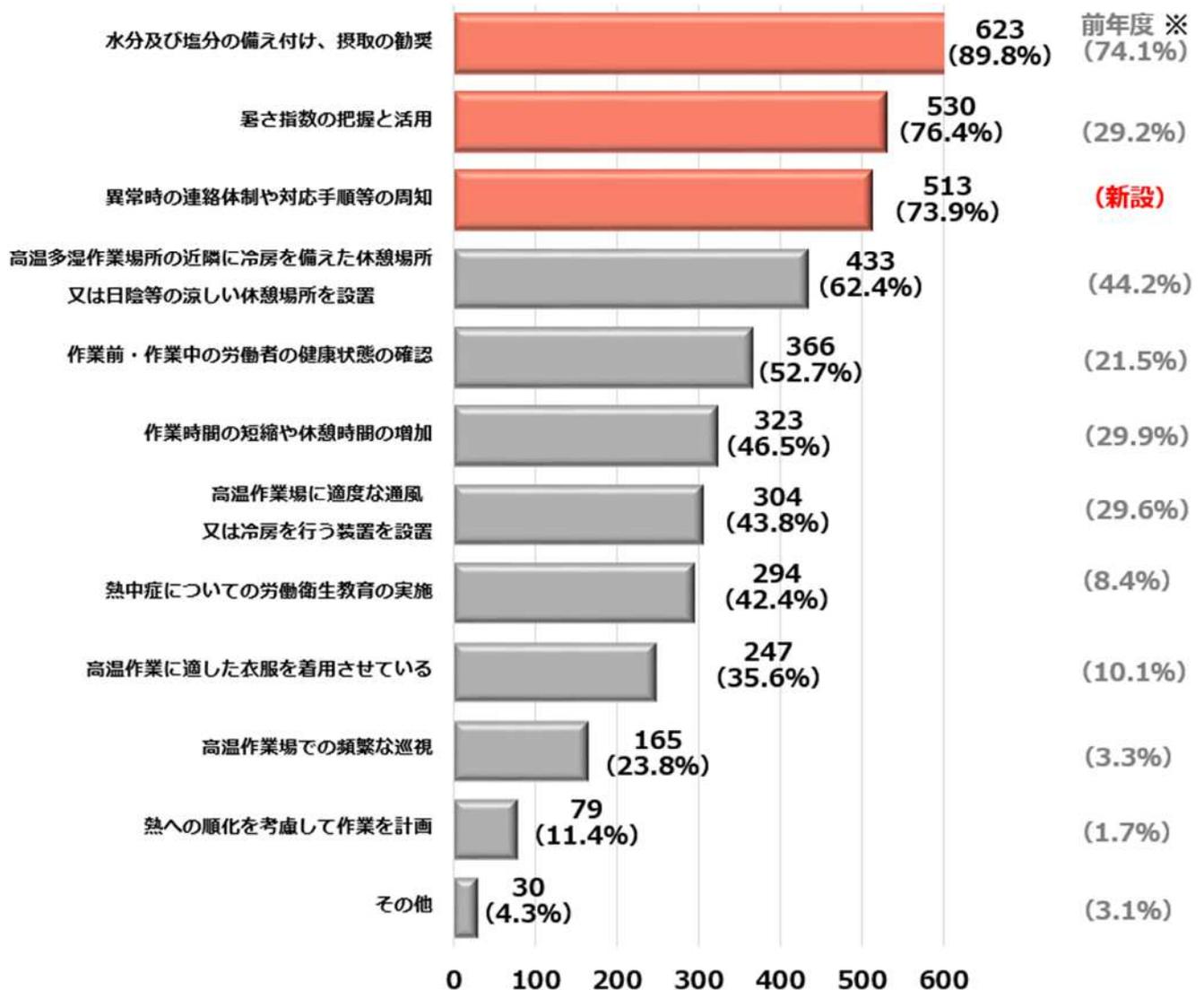
「安衛法」...労働安全衛生法、「安衛則」...労働安全衛生規則、「粉じん則」...粉じん障害防止規則、「クレーン則」...クレーン等安全規則

2. 熱中症予防対策

何らかの対策を実施している現場は 693 現場（99.6%）であった。また、実施している対策の上位を占めたのは、「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」が 623 現場（89.8%）、次いで「暑さ指数の把握と活用」が 530 現場（76.4%）、「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」が 513 現場（73.9%）であった。

なお、「暑さ指数の把握と活用」については、第 14 次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標（暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させること。）としているが、前年度（29.2%）と比較して 47.2 ポイントの大幅な増加となった。

当該対策について、暑さ指数は熱中症予防対策を行う上で重要な指標となっているため、当局では引き続き周知・広報を行っていくこととする。

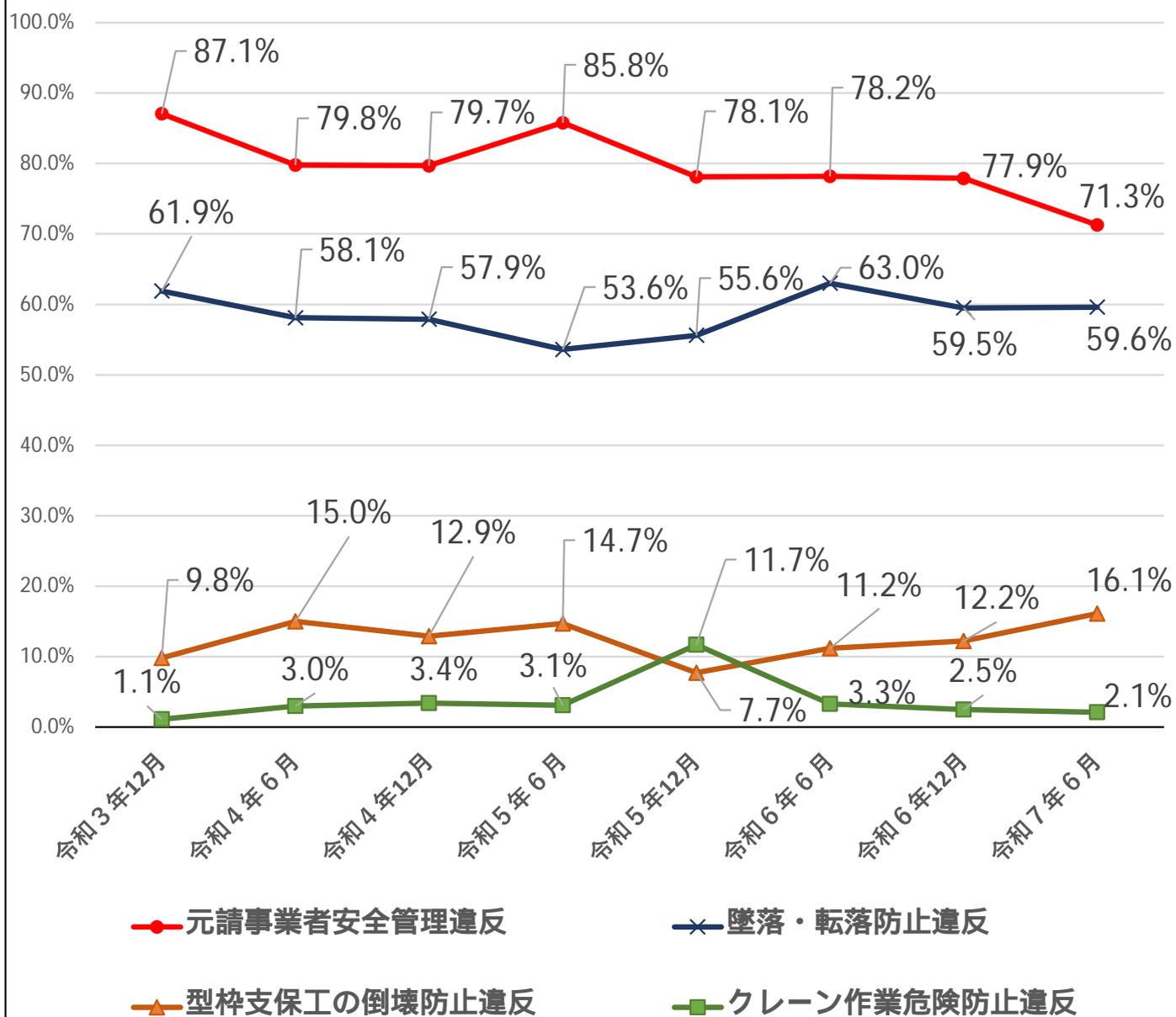


今年度は 12 対策に対し複数選択式、前年度は 11 対策に対し 3 対策までの複数選択式であった。

暑さ指数とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、気温の 3 つを取り入れた指標です。

集中指導における主要違反事項の違反状況等

違反現場数に対する主要違反事項を認めた現場割合



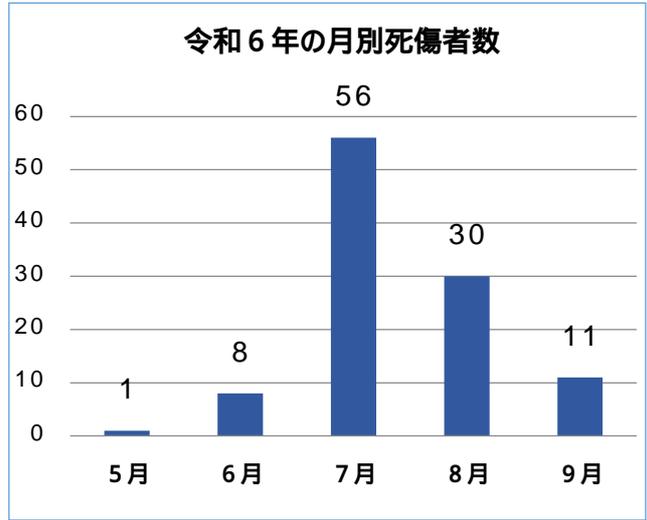
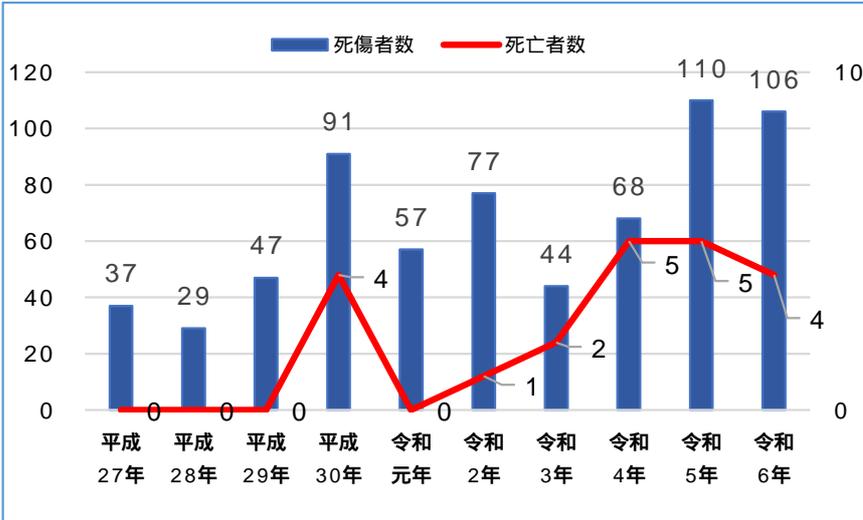
	R 3年 12月	R 4年 6月	R 4年 12月	R 5年 6月	R 5年 12月	R 6年 6月	R 6年 12月	R 7年 6月
元請事業者 安全管理違反	87.1%	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%	77.9%	71.3%
墜落・転落防止違反	61.9%	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%	59.5%	59.6%
型枠支保工の 倒壊防止違反	9.8%	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%	12.2%	16.1%
クレーン作業 危険防止違反	1.1%	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%	2.5%	2.1%
建設機械作業の 危険防止違反	4.2%	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%	4.2%	4.2%
粉じん作業	2.8%	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%	3.1%	3.5%

Cool Work TOKYO (7月号)

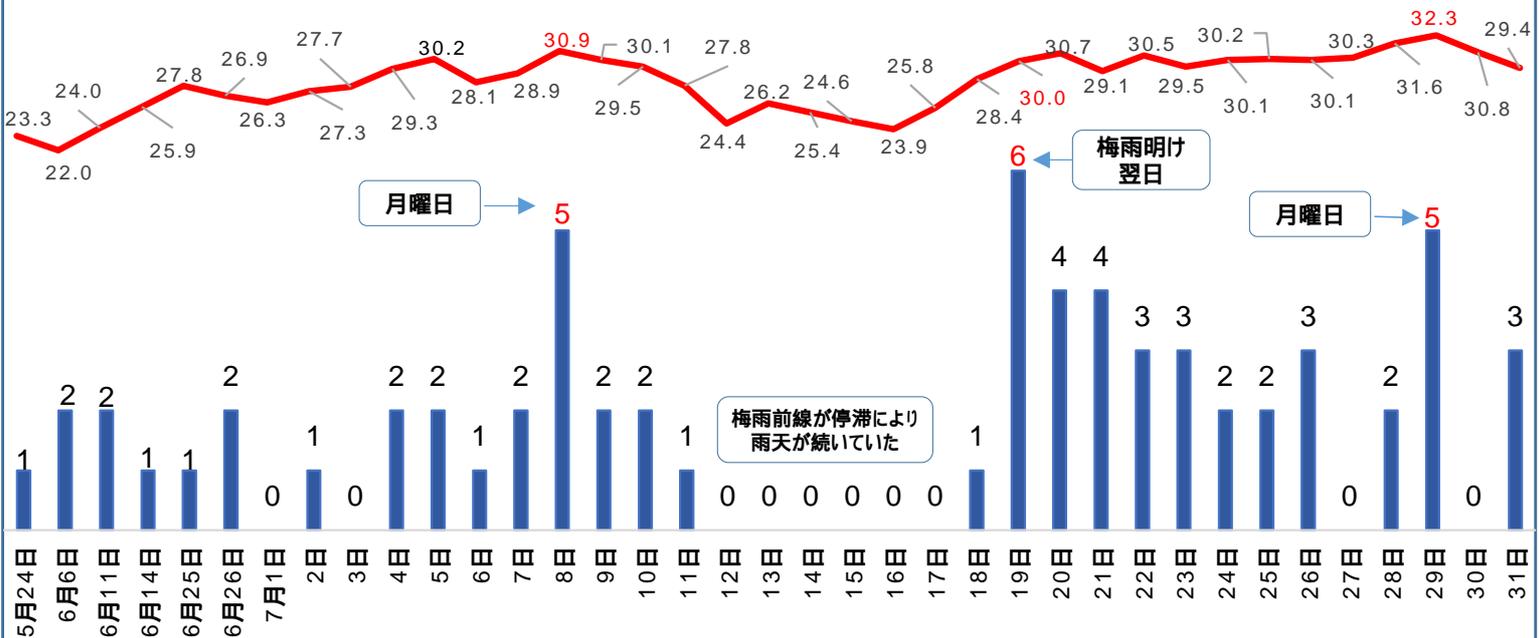
～ 職場における熱中症予防対策について情報発信します ～

東京労働局管内の熱中症による労働災害発生状況（死亡及び休業4日以上の死傷者数）

令和6年は106人と、令和5年より4人減少しました。このうち死亡者数は4人（建設業で3人、廃棄物処理業で1人）となっています。
また、月別では、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しています。



令和6年5月から7月の死傷者数と平均気温



平均気温は、気象庁の気象データ（地点：東京）に基づくものです。

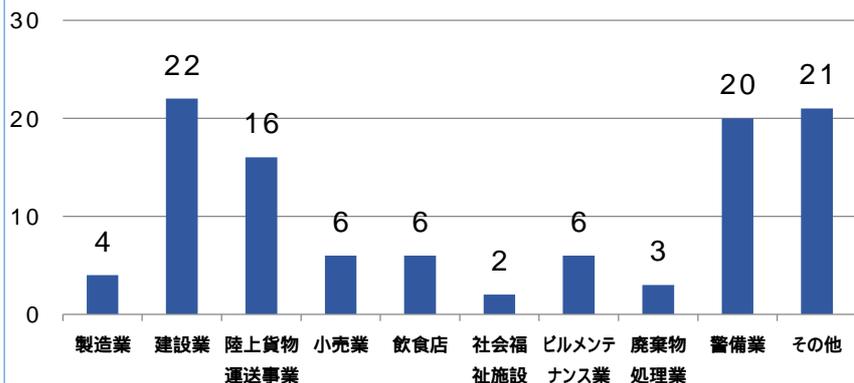
平均気温が30 以上の日において多数発生し、特に、梅雨明け前に平均気温が最も高かった日（7月8日（月）、平均気温30.9、最高気温36.0）、梅雨明け翌日（7月19日（金）、平均気温30.0、最高気温34.5）などに多く発生しています。
「梅雨明け以降」や「平均気温が前日より上昇する日（上記グラフによると、約1 以上上昇で特に多く発生）」などは、特に注意が必要となります。



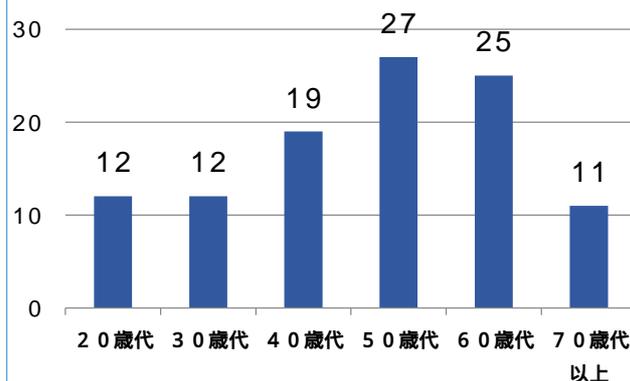
業種別では、建設業、警備業、陸上貨物運送業で特に多く発生しています。また、小売業、飲食店、ビルメンテナンス業など幅広い業種でも発生しています。

年齢別では、50歳代が最も多く、次いで60歳代で多く発生しています。また、死傷者の約3割が60歳以上となります。

令和6年の業種別死傷者数



令和6年の年齢別死傷者数



6月1日より改正労働安全衛生規則が施行となり 職場における熱中症対策が強化されています！

以下の取組が事業者者に義務付けられています。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備・関係作業員への周知。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

詳細はこちら



東京労働局HP内
熱中症予防対策

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

中小企業事業者の皆さまへ

熱中症予防対策にエイジフレンドリー補助金 をご活用ください

高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、同労働者が補助対象の作業に就いている場合は、同対策に要する以下の機器等の導入経費を補助する制度があります！

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、ミストファン、スポットクーラー等その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウェアラブルデバイスによる健康管理システム
- ・日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計

詳細はこちら



エイジフレンドリー
補助金制度

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請